

# 宝塚市パークマネジメント計画等審議会の傍聴の取扱い について

宝塚市パークマネジメント計画等審議会傍聴要領第11条の規定に基づき、宝塚市パークマネジメント計画等審議会の傍聴の取扱いについて必要な事項を、次のとおり定める。

## 1 傍聴者への注意事項について

傍聴者が傍聴するに際しての注意事項については、別紙のとおりとし、当日会場入口に掲示するとともに、傍聴者に配布して注意を喚起する。

## 2 傍聴者への資料配付について

傍聴者に対しては、会議次第若しくは議題一覧等の、当日の会議の主旨が分かる資料を配付する。

上記以外の資料については、個人情報等の非公開情報に該当する場合を除いて、傍聴者の閲覧に供するものとする。

# 傍聴を希望される皆さまへ

宝塚市パークマネジメント計画等審議会 事務局

宝塚市パークマネジメント計画等審議会の公正かつ円滑な運営のため、下記の事項につきましてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 宝塚市パークマネジメント計画等審議会の傍聴を希望される方は、備え付けの受付簿にお名前をご記入ください。
- 2 傍聴を希望される方が定員を超える場合は、会議の開催15分前までに受け付けた方の中から抽選により、傍聴できる方を決定いたします。
- 3 会議の傍聴は、指定された傍聴席にてお願いします。  
なお、審議途中の入退室は、審議の妨げとならないよう静粛にお願いします。
- 4 会場内では、写真、映画、ビデオ等の撮影及び録音等は、禁止といたします。  
(特段の理由により、事前に会長の許可を得た場合を除く。)
- 5 審議の内容等により、会議を非公開とする決定があったときは、退室していただくこととなりますので、あらかじめご了解ください。
- 6 会場内では、次の事項をお守りください。
  - (1) 議事に関する発言や可否を表明し又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
  - (2) 示威的行為をしないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 次の項目にひとつでも該当する場合は、傍聴することができません。
  - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者